

5歳児健康診査事業運営委託における公募型プロポーザル実施要領

1 事業の概要

(1) 件名

5歳児健康診査事業運営委託

(2) 事業概要

国は、幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的に、5歳児に対して健康診査を実施し、地域における必要な支援体制の整備を行うことを掲げている。

このため、世田谷区（以下「区」という。）では、子どもの情緒・社会性の発達状況や育児環境等の把握を行い、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、5歳児に対して健康診査事業を実施する。

(3) 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

① システムの構築・運用業務委託

- ・対象者に対して実施するアンケートの申請システムを構築すること。
- ・区及び受託者のそれぞれが、対象者情報、申請状況などを参照できるような一元的な管理システムを構築すること。
- ・第三者機関が権利を有するSDQ（Strength and Difficulties Questionnaire：子どもの強さと困難さアンケート）（以下「SDQ」という。）のライセンスを取得して、オンラインでの申請、データ集計ができるようにすること。
- ・一時的なアクセス集中に耐えられるサーバ構成とすること。
- ・SaaSによりシステムを構築し提供すること。当該システムは特別なアプリケーションやミドルウェア等のインストールを必要としないシステムであること。
- ・事業実施に必要なデータ更新、集計、出力、配信等の処理を行うこと。
- ・非常時に備え、システムの定期的なバックアップを行うこと。
- ・システムに関する区からの問合せに対応する担当者を設け、迅速に対応すること。
- ・国や都の制度改正等に応じ、区からのシステム機能改修要望に対応すること。なお、区からシステム機能改修要望があった場合、受託者は当該要望の対応可否を含め、医師など専門職の監修のもと、技術面及びシステム運用上の観点から具体的内容を書面等にて速やかに回答すること。

② システムの保守業務委託

- ・ネットワーク監視、ハードウェア監視、アプリケーション監視を行い、様々な障害リスクに備えること。

- ・システム機能、設置機器、設置環境上の不具合が発見された場合、速やかに対応を行うこと。
- ・仕様するサーバでは、ウイルスソフトの適用やサービスの稼働を必要最小限にするなど、セキュリティ対策を実施すること。また、不正アクセス及び改ざんが発見された場合は、速やかに対応を行うとともに、再発防止の対策を提示すること。

③ 動画コンテンツの作成委託

- ・5歳児の発達特性がわかる内容の動画コンテンツを医師など専門職の監修のもと作成して、利用者が視聴できるようにすること。なお、詳細内容、視聴方法は担当課と受託者との協議の上、決定するものとする。

④ 準備期間

令和8年5月8日より対象者がアンケート申請を開始できるように必要な準備を行うこと。

【想定スケジュール】

令和8年	4月	1日（水）	システム構築作業開始
	4月	8日（水）	ポータルサイトアクセス用二次元コードを区に共有
	5月	8日（金）	ポータルサイト開設
	5月29日（金）		【前期】アンケート申請開始
	6月4日（木）		【前期】アンケート申請終了
	6月5日（金）		【前期】アンケート結果一覧化終了
	9月8日（火）		【前期】アンケート結果一覧表を区に共有
	9月28日（月）		【後期】アンケート申請開始
	10月8日（木）		【後期】アンケート申請終了
	10月9日（金）		【後期】アンケート結果一覧化終了
			【後期】アンケート結果一覧表を区に共有

（4）システムの機能要件

① 申請情報の入力

- ・対象者が、スマートフォンやパソコン、タブレット等の端末からシステムのポータルサイトにアクセスし、アンケートの申請ができること。また、自身の申請状況を確認できるようにすること。ポータルサイトに説明、FAQ、区からの通知、入力方法やシステムに関する質問フォーム等のページを設けること。ページの構成、画像、バナー等の作成は事業者で行うこと。
- ・質問フォームなどからの問い合わせについて、必要時に区にエスカレーションを行うこと。エスカレーションの共有方法については担当課と受託者との協議の上、決定するものとする。
- ・対象者が入力をする際に、操作が容易である、操作画面がわかりやすい、操作手順について説明がある等の配慮がなされていること。

- ・区が申請状況をリアルタイムで確認する機能があること。
- ・申請項目について区の指定する申請者情報(子の住所、氏名、生年月日、性別など)を設けること。また、それらと区が提供する住民情報とで名寄せして、突合、管理できるようにすること。
- ・アンケート項目について SDQ 及び区の指定する項目を設けること。
- ・同一人物からの申請時にエラーが出るなどの重複回答の防止策を設けること。

② 申請情報の分析・集計

- ・申請情報を CSV データとして区指定の仕様（インプットデータ形式）に合わせて出力できるようにすること。
- ・医師など専門職の監修のもと、SDQ を分析して対象者毎に分析レポート、対応案を作成すること。また、それらのポータルサイトでの表示/非表示を制御できるようにすること。
- ・分析レポートは、専門知識のない者が見ても理解できるようレイアウトや文言などを工夫すること。また、区でも閲覧できるようにして、紙での出力が可能なようにすること。
- ・年2回（6月上旬頃、10月上旬頃）申請情報を集計して点数化を行い、アンケート申請締切後を目途に健診対象者/非対象者を区の指定に基づき地域毎に一覧化して区に提供すること。
- ・全体の申請情報を基に分析を行い、分析結果を区に提示して事業改善に向けた提案を行うこと。

（5）セキュリティ要件

① 不正侵入改ざん防止

- ・システムは、パケットフィルタリング等の機能を有するファイアーウォールによって保護されていること。
- ・ユーザーのブラウザ、API とサーバ間の通信データにおいて、暗号化をしていること。
- ・不正なアクセスを防止するため、ユーザー認証については ID・パスワードに加え、多要素認証等の適切な認証方式を用いて管理し、なりすまし及び不正利用を防止する対策を講じること。

② データの保護

- ・申請データは定期的なバックアップ、冗長化などによって適切に保護されており、万一の障害の場合にも復旧ができること。
- ・申請データについては、一定期間で削除できることとし、契約が終わった後は、データを消去すること。
- ・システムのログイン記録等の利用記録が残ることとし、委託者の求めに応じて、利用記録を提出すること。

(6) 運用・保守要件

- ・システムのメンテナンスを実施するために、一時的にシステムを停止する際は、事前に区に承認を得るとともに、システムを利用する対象者には、事前にシステムトップページでその内容及び期間を予告周知する等の可能な限りで対応すること。
- ・サーバ運営主体から各種不具合・障害発生連絡を受けた場合には、障害状況等の確認を行い、迅速な是正作業を行うとともに、障害の内容、停止時間、作業の記録等を速やかに区に提出すること。
- ・IPA（独立行政法人情報処理推進機構）、総務省など外部団体から、使用するシステムに関する脆弱性が提示された場合、速やかに調査を行い、対応すること。

(7) 業務予定量

アンケートの年間予定対象者数 6, 200人

なお、転出入などにより、対象者数が増減となる可能性がある。

(8) 履行期間

契約日から令和11年3月31日まで

※ただし、契約は単年度ごととし、各年度における本事業の予算配当があること及び履行状況が良好であることを条件とする。予算の削減、減額、履行状況に問題があった場合や政策の変更があった際は、翌年度以降の契約を締結しない場合がある。

2 提案限度額

令和8年度契約は32, 899, 405円（消費税含む）を上限とする。

※参考に令和9年度及び令和10年度の提案金額も提出すること。

3 プロポーザル方式を採用する具体的理由

本案件は、アンケートの申請システムなどの構築経験が必要であることを前提とし、迅速な集計・分析のほか、正確性も求められる。システム構築から導入までを迅速に行い、かつ確実な業務遂行を行うためには、事業者の有する知識・経験や導入実績等を総合的に審査し、より優れた者を選定するため、プロポーザル方式を用いて事業者選定を行う。

4 参加資格

提案書提出時点において、次に掲げる参加資格をすべて満たす法人等であることを参加要件とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。

①履歴事項全部証明書

- ②税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）
- ③提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書
（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可）

④財務諸表（過去3年分）

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）による「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得（取得申請中を含む）していること。
- (7) 「5歳児健康診査事業運営委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

構成員は以下の通り。

委員長：世田谷区 世田谷保健所長 向山 晴子

委員：世田谷区医師会小児科医会会長 小林 俊夫

委員：世田谷区 砧総合支所健康づくり課長 志賀 孝子

委員：世田谷区 世田谷保健所健康推進課長 真鍋 太一

5 説明書の交付期間、場所及び方法

- (1) 期間：令和8年2月6日（金）～令和8年2月19日（木）午後4時まで
- (2) 場所：世田谷区ホームページでの閲覧
- (3) 方法：世田谷区ホームページからのダウンロードによる（ページID：30873）
（世田谷区トップページ＞区政情報＞契約・入札情報＞発注情報＞現在実施中のプロポーザル情報＞子ども・教育・若者支援＞5歳児健康診査事業運営委託における公募型プロポーザル実施について）

6 参加表明書の受領期限、提出先及び方法

- (1) 受領期限：令和8年2月19日（木）午後4時まで
※土曜・日曜・祝休日を除く。午前9時から午後5時まで。
- (2) 提出先：下記11のとおり
- (3) 提出方法：別紙1の参加表明書及び4（1）、（5）、（6）の参加資格を確認できる書類の写しを添付し、下記11の窓口へ持参。（※持参に限る）

※４（１）は世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合に限り、参加資格を確認できる書類の写しを提出すること。

7 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

8 招請通知（参加資格結果通知）の発送

発送日 令和８年２月２０日（金）

9 提案書等に求める内容、提出期限、提出先及び方法

招請通知を受けた事業者は受託事業者選定のための提案書を、期日までに提出すること。

（１）提案書等の部数

① 正本 １部

A４版、両面刷り、枚数は提案書７枚（１４ページ）以内（表紙含む、カラー可）とし、様式は自由とする。

表紙（別紙２－１）に、あて名「世田谷区」、タイトル、提出年月、提出者名（社名）を記載すること。

② 副本 ７部

上記正本と同じだが、表紙（別紙２－２）を使用し、本文等から提出者名（社名）が判断できるような記述を除いたもの。

（２）提案書内容

① 実施体制に関する事項（１ページ程度）

様式は自由とするが、以下の内容は必ず記載すること。

- ・ 団体の組織体制（所在、名称、連絡先、在籍人数等）
- ・ 団体設立の沿革
- ・ 本業務の実施体制（本業務を受託した場合のメンバー構成等）
- ・ 業務責任者等の経歴や資格
- ・ 区との連絡体制

② 提出者の過去における類似業務の実績（１ページ程度）

様式は自由とするが、業務内容、規模など具体的に記述すること。

顧客名を明記できない場合は、可能な範囲で記載すること。

③ 本業務の実施方針（１ページ程度）

様式は自由とするが、作業スケジュール案も記載すること。

④ 業務内容に対する企画提案（６ページ程度）

様式は自由とするが、以下の内容は必ず記載すること。

- ・ 利用者が利用しやすいポータルサイトの構築や運用に関する提案を含むこと。
- ・ データ集計、出力に関すること
- ・ 申請情報の分析レポートに関すること

- ・ 個人情報保護・情報セキュリティ対策に関すること
- ・ 動画コンテンツの作成に関すること
- ・ 事業を充実させるための提案に関すること

⑤ 見積書（３ページ程度）

令和８年度から１０年度の各年度について作成すること。

様式は自由とするが、工程ごとの内訳が分かるよう詳細に作成すること。また、見積りにあたっては、「世田谷区公契約条例」に基づく「労働報酬下限額」を遵守すること。

※公平を期するため、上記（１）、（２）以外の資料の提出は認めない。

（３）提出期限

令和８年３月１３日（金）午後４時まで

※土曜・日曜・祝休日を除く。午前９時から午後５時まで。

（４）提出方法

下記１１の窓口へ持参（※持参に限る）

１０ 質問受付

（１）質問方法：別紙３に質問事項を記載の上、電子メールにて送信すること。

※メールアドレスは招請通知に記載する。

（２）質問締切：令和８年２月２７日（金）午後４時まで

（３）回 答：令和８年３月４日（水）までに、招請通知を送付した全事業者に電子メールで回答する。

１１ 参加表明書および提案書の提出先

世田谷区世田谷保健所健康推進課ころと体の健康担当 山崎

住所 〒１５４－００１７ 世田谷区世田谷４－２４－１ 城山分庁舎１階

電話 ０３－５４３２－２４４６

１２ 提案書を特定するための評価基準

- （１）実施体制
- （２）類似業務の実績
- （３）業務の実施方針
- （４）業務内容に対する企画提案
- （５）見積内容の妥当性

１３ 提案書の審査方法

提出された提案書の審査は二段階審査方式で実施する。一次審査の点数は、二次審査に引き継がれるものとする。

(1) 一次審査（書類審査）

参加表明書及び提案書の書類審査を行い、二次審査対象者を3事業者程度選定する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）

提案書の内容について参加表明者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。実務担当者も含め、最大4名までの参加とする。

①日時：令和8年3月26日（木）（予定）

②会場：世田谷区役所城山分庁舎（予定）

※日時、会場等の詳細については、二次審査対象者に電子メールにより通知する。

1.4 審査結果の通知期日及び方法

(1) 通知期日 令和8年3月下旬発送予定

(2) 方 法 郵送

1.5 選定までのスケジュール

令和8年	2月	6日（金）	説明書交付開始、手続開始公告
	2月	19日（木）午後4時	参加表明書提出期限
	2月	20日（金）	招請通知送付
	2月	27日（金）午後4時	質問書提出期限
	3月	4日（水）	質問回答期限
	3月	13日（金）午後4時	提案書提出期限
	3月	26日（木）	選定委員会（プレゼンテーション審査含む）
	3月	下旬	審査結果の通知送付
	4月	1日（水）	契約締結

1.6 その他注意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記1.1と同じ。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容が無償で使用できるものとする。
- (8) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (9) 正式な委託仕様書は、契約締結時において受託事業者と協議のうえ決定する。
- (10) 本プロポーザルは事業者の選定を目的とし、提案書の内容に区は拘束されないも

のとする。

- (11) 提案に係る一切の書類に虚偽があると認められた場合は、当該提案は無効とする。
- (12) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (13) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (14) 提案書の提出後に 4. 参加資格の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (15) 参加事業者から文書により自社の評価結果について説明依頼がある場合は、提案書が特定された理由又は特定されなかった理由の説明として、当該事業者の順位、総得点及び評価基準項目ごとの得点を情報提供する。
- (16) 区との契約では単年度で予定価格 2000 万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件となるので詳細は別紙「世田谷区公契約条例チラシ」を確認すること。
- (17) 詳細は説明書による。